

平成21年3月19日

ナラサキ産業株式会社 御中

(ご担当 北海道支社北海道審査部部长 大宮和基様)

弁護士 前田尚一

札幌市中央区南1条西11丁目1番地

コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234 FAX261-6241

要 望 書

拝啓 当職は、株式会社愛育安全相互自動車学校（以下「破産会社」といいます。）が御社から借り受けて設置利用していた運転練習コース（以下「本件運転コース」といいます。）に関し、安全相互グループ事後業務推進センターの代理人として、御社に対し、次のとおり、要望致します。

なお、当職は、従前、破産会社の破産手続開始決定前に、同社の代理人として御社と協議しておりましたが、本要望書は、破産会社の立場とは別に、破産会社を中核として構成されていた安全相互グループの関係者が、教習生の教習を最大限実現すべく結成した安全相互グループ事後業務推進センターの立場で提出するものです。

さて、現在、破産会社に申込みをしながら、教習未了の教習生については、主として社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部が窓口となって、同支部に属する教習所に、教習生を受け入れてもらい、教習にあたって頂いているところであります。

しかしながら、各教習所とも自前の運転練習コースを備えてはならず、北海道警察本部運転免許センターの試験場コースの開放を受け教習を実施している関係上、教習

時間は、平日の午前6時30分から午前7時30分と午後4時から午後6時までという大きな制限があり、教習生の要望に十分対応できてはいないというのが現状であり、大きな社会問題ともなっているところです。

以上の状況でありますので、破産会社の教習未了の教習生が、十分な教習を受けるためには、破産会社が御社から借り受けて設置利用していた運転練習コースの利用を認めて頂くほかなく、現状を踏まえ、御社に対し、これを優遇して貸借して頂けるよう、強く要請する次第です。

つきましては、早急に、今後の、利用条件の協議を開始致したく、ご指示頂けるようお願い申し上げます。

なお、御社の従前のご説明によると、破産会社につき破産手続開始決定以降において破産管財人と対応することとし、御社顧問弁護士が窓口になるとのことでありましたが、当職も以前とは別の立場で行動することになったこと、教習生の被害は大きく、また、協力を得ている教習所も困難な状況にあること等を勘案し、今回、本要望書に加え、当職が預かった、多数の教習生らの嘆願書（270通。ただし、10通の重複が確認されています。）のほか、被害教習生有志の会代表鈴木岩夫殿及び社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部からの要望書を預かりましたので、本要望書と共に提出致します。十分に考慮して頂けるようお願い申し上げます。

敬具